

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	3-405
許認可等の種類	地すべり関連事業計画の作成勧告・承認			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第24条第3項			
許認可等の概要	市町村が作成する関連事業計画に係る協議			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	① 地すべり等防止法施行規則第8条 ② 地すべり等防止法の施行について 第9			
基準の制定根拠	①地すべり等防止法施行規則(昭和33年5月27日農林省・建設省令第1号) ②地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日33林野第6086号・建設省発河第90号)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	6週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日 六構改D第569号、六林野治第2583号、建設省河傾発第44号)			